

令和 6 年度生涯学習の施策について

生涯学習課

1 基本方針

一人一人が生きがいをもって生きることができ、その成果が適切に評価され、心豊かな人生を送ることができる生涯学習社会の実現に努めます。また、持続可能な「地域づくり」のため、住民が役割を担う当事者としての自覚をもって、ともに学び、支え合い、個人の成長と地域コミュニティの発展に資する教育活動を推進します。

2 令和 6 年度主要事業

(1) 「地域づくり」をはじめとした多様な学びの支援

ア 学習機会の提供

① 地域活動を支える人材育成に向けた講座の開催

今日的課題やニーズを自分事と捉え、課題の解決に向け主体的に活動する人材の育成を目的に、市民講座を開催します。

② 地域活性化につながる講座の開催

多様な年代の住民の交流、つながりづくりを目的に、地域活性化を図るための講座やイベントを開催します。

イ 学習情報の収集、発信と相談機能の充実

学習情報の収集を行い、ホームページ、市報等の様々な媒体により幅広く学習情報の提供を行うとともに、学習相談機能の充実を図ります。

(2) 図書館サービスの適切な提供

市民の読書活動や生涯学習活動を支える「知の拠点」として、市

民のニーズを踏まえ幅広く資料を収集し、効果的に情報発信するとともに、レファレンス機能や選書能力の向上、他の社会教育施設や学校図書館などの関係機関との連携により、図書館サービスの適切な提供に努めます。

(3) 二十歳を祝う会の企画・開催

二十歳の青年を祝い、激励し、ふるさとへの愛着の醸成を図り、地域に根差した社会の一員としての自覚を促すため、二十歳を祝う会を開催します。開催に当たっては、会のねらいを踏まえ、実行委員による企画・運営に努めていきます。

(4) 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進

地域とともにある学校づくりを行う「学校運営協議会」を全ての小・中学校に設置し、「学校を核とした地域づくり」を目指します。また、地域と学校が連携・協働して行う「地域学校協働活動」の充実に向けた支援にも努めていきます。

その上で、「学校運営協議会」と「地域学校協働活動」を一体的に推進することにより、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域住民が自ら地域を創っていく「主体的な意識」の育成を図ります。

(5) 社会教育行政の体制強化

持続可能な「地域づくり」のためには、「ひとづくり」、「つながりづくり」が重要であり、今後、社会教育行政の担う役割はますます重要となることから、部局を超えて関係者が一丸となり、社会教育行政の体制強化を目指します。

令和 6 年度教育振興の施策について

こども政策課

1 基本方針

教育振興基本計画に基づく施策を着実に前進させるとともに、「教育委員会事務局」及び「こども総本部」を統括し、教育部門と福祉部門の一体的運用を推進し、こども総本部の設置目的の実現に向けた総合調整を行うほか、教育委員会における重要課題の解決に向けた取組を推進します。

また、地域の教育力の向上を図り、地域全体で子どもたちの健全な育成を推進する環境を作るため、学校・家庭・地域が連携した社会教育施策を推進します。

2 令和 6 年度社会教育に関する主要事業

(1) 社会教育施策の推進

ア 地域学校協働活動としての「放課後子ども教室」の実施

地域全体で子どもたちを育てる環境をつくるため、放課後や週末に公民館等を活用して、地域の人が子どもたちに対し勉強やスポーツ・文化芸術活動等の機会を提供します。あわせて、放課後等における「子どもの居場所づくり」の拡充を図ります。

イ 家庭教育支援事業の実施

子育て経験者等で構成した「家庭教育支援チーム」を設置し、主に乳幼児期の子育てに関する情報の収集・提供、学習講座「タムタムスクール」を開催します。

また、小中学校 P T A と連携し、就学説明会等の機会を活用した「P T A 子育て講座」を開催します。

ウ 子ども会活動の支援

地域における子ども会活動の継続・活性化を支援し、自主的・主体的に行動できる子どもの育成に努めます。

令和 6 年度人権教育の施策について

人権政策課

1 基本方針

すべての人の存在意義を認め、自分のいのちと他人のいのちを最大限に尊重し合う心を育てるため、生命尊重の視点に立った人権教育を推進します。

一人一人が自分に自信や誇りをもち、将来に夢や希望をもって進んでいけるよう、自尊感情を育む人権教育を推進します。

民族や言語、性、障がいなどの多様性を認め合い、豊かな人間関係を築いていく力を育てる人権教育を推進します。

市民一人一人の人権意識を高めるため、様々な関係機関、団体が互いに連携するネットワークづくりを進め、地域における人権文化の醸成を推進します。

人権及び人権問題に関する深い認識と実践力を身につけた推進者の育成を図るため、教職員をはじめとする指導者の研修の充実と、地域社会における推進者の学習機会の充実に努めます。また、人権問題に積極的に関わっていきこうとするボランティア活動を支援します。

2 令和 6 年度社会教育に関する事業概要

【人権政策課人権啓発担当（主として社会教育・啓発）】

（1）人権啓発の推進

ア 広報よなご・啓発誌「心ゆたかに」発行

イ よなごの人権フォーラム・市民向け人権学習講座

ウ 部落解放月間・人権週間等における啓発活動

（2）社会教育における人権教育の推進

- ア 人権教育地域懇談会
- イ 人権教育地区推進員研修講座
- ウ 地区推進協議会との連携
- エ 中学校区社会学校人権教育関係者連絡協議会
- オ P T A人権教育研修講座
- カ 同和地区社会教育振興事業

(3) 企業啓発の推進

- ア 企業内研修の支援・米子市人権問題企業連絡会への協力

(4) 人権情報センターによる市民啓発

- ア 学習相談・フィールドワーク・ゲストティーチャー派遣による学習支援
- イ 情報紙「ひゅーまんらいつ」の発行
- ウ 図書館等を利用した人権啓発（企画展・パネル展）
- エ 啓発パネル・図書・DVDの貸出し

(5) 社会を明るくする運動の推進

- ア 米子市再犯防止推進計画にもとづく保護司・更生保護女性会等との連携

(6) 研究集会等の開催及び協力

- ア 第50回米子市人権・同和教育研究集会
- イ 第49回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会
（開催地：倉吉市）

(7) 拉致問題に関する啓発

- ア 県と連携し、国民のつどい・パネル展・ライトアップ・DVD放映等

(8) 米子市人権施策推進プランの進行管理

(9) 米子市人権施策基本方針・人権施策推進プラン第3次改訂の実施

令和 6 年度文化芸術の施策について

文化振興課

1 基本方針

文化芸術は、個々の人間性や感性、創造力を育むとともに、人々に楽しさや感動、生きる喜びをもたらすものであり、心豊かな市民生活と活力ある地域社会の基盤となるものです。

「歴史と文化に根差したまちづくり」に取り組む中で、市民が優れた芸術文化に触れる機会を提供するとともに、文化芸術活動の主体となる市民の様々な活動への支援を図り、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進に努めます。

2 令和 6 年度主要事業

(1) 文化芸術事業の推進

米子市文化協議会との共催で開催する「米子市秋の文化祭」、小学生を対象に優れた芸術に触れる機会を提供する「学校公演事業」や各文化施設で実施する多様な事業により、文化芸術の振興を図ります。

ア 美術館では、観覧者の好奇心と創造力をかき立てる、佐藤健寿の特別共催写真展「奇界／世界」をはじめ、世代を超えて楽しめる田中達也の特別企画展「MINIATURE LIFE 展 2」をはじめ、各種展覧会を開催し、市民に優れた芸術作品を気軽に鑑賞する機会を提供するとともに、63回目を迎える「米子市美術展覧会」等により、市民の美術作品の発表の場を提供します。

イ ホール事業については、文化ホール、公会堂及び淀江文化センターにおいて市民が広く芸術文化に触れる機会を提供するとともに、地元出身アーティストを招いた音楽公演の開催をはじめ、地域で活動する音楽・演劇団体等の活動支援に努めます。

文化ホールでは、長年にわたり教育普及事業として取り組んでい

る「鷺見三郎顕彰事業」の演奏会や、参加型事業として実施する第66回「米子市音楽祭」、童謡・唱歌等の講座「文化ホールでうたおう」、「ダンス・フェス」等を実施します。

公会堂では、「水色のワルツ」等で知られる米子出身の作曲家、高木東六生誕120年記念顕彰事業の演奏会、中高生がプロのバンドと共演する「第6回わっしょい米子まつり」、NHK「新・BS日本のうた」の公開収録等を実施します。

淀江文化センターでは、「星空コンサート」や「さなめラララ♪すてーじ」、「ファミリーコンサート」等、子どもと大人が一緒になって楽しめる音楽公演のほか、平日昼間にホールでレコード鑑賞する「ランチタイムレコード」を実施します。

(2) 文化施設の適切な運営と維持管理

美術館、文化ホール、公会堂及び淀江文化センターが、文化芸術の拠点として役割を果たしていくため、安全性と利便性を考慮し、必要に応じ設備等を改修・修繕しながら、適切な施設運営と維持管理に努めます。

令和 6 年度文化財保護の施策について

文化振興課

1 基本方針

「歴史と文化に根差したまちづくり」に取り組む中で、本市の貴重な歴史文化遺産を適切に保存活用し、多くの方々と共有できる場の整備を通して、その価値や魅力について市内外に向けて発信するなど、文化財の保存活用に関する施策を総合的に推進します。

このことにより、地域の様々な歴史や伝統文化などへの理解を深め、これらを継承し、市民の郷土に対する誇りや愛着心を醸成します。

2 令和 6 年度主要事業

(1) 文化財の保存と活用

ア 令和 5 年度に策定した文化財保存活用地域計画を基に、歴史文化遺産の保存と活用を図る取組を総合的に進めていきます。

イ 史跡、有形・無形文化財、民俗文化財、天然記念物及び埋蔵文化財など様々な貴重な文化財の適切な保存、継承を図り、その活用に努めます。米子城跡や尾高城跡など指定文化財の整備に取り組むとともに、地域に眠る未指定を含めた文化財を幅広く掌握し、現状把握を行い、その継承に取り組めます。

ウ 山陰歴史館などの歴史関係施設で収蔵する歴史・民俗・考古資料の保存・整理を進め、更なる活用を図るとともに、郷土の歴史や文化財に親しみが持てるよう、展示などの文化財に触れる機会の創出や収蔵品の魅力発信に努めます。

(2) 歴史関係施設の適切な運営と維持管理

山陰歴史館、福市考古資料館、埋蔵文化財センター及び上淀白鳳の丘展示館の歴史関係施設について、安全かつ快適に利用できるよう、適切な施設運営や維持管理に努めます。

令和 6 年度社会体育の施策について

スポーツ振興課

1 基本方針

(1) 個々の適性や目的に応じたスポーツ活動の充実

年齢、興味、目的、適性に応じて、生涯にわたり様々なスポーツに親しむことができる環境の創出を目指します。

(2) スポーツ活動によるコミュニティづくりと地域振興

地域住民が主体となり、趣味としてのスポーツはもちろん、健康保持や地域の交流を深める手段として、スポーツ活動を行うことができる環境の整備を目指します。また、トップレベルのスポーツに触れる機会を提供し、人々のスポーツへの興味を高めるとともに、米子市の特性を生かした、スポーツによる観光や地域間交流の促進を目指します。

(3) スポーツ環境の充実

競技スポーツに取り組める環境を整備し、競技力の向上に繋がる支援に努めます。また、市民が継続してスポーツ活動に取り組めるよう、体育施設の適切な維持・管理を目指します。

2 令和 6 年度主要事業

(1) 市民が広く参加できるスポーツ大会・教室の開催

主に小学生を対象とした 13 種目のスポーツ教室を開催し各競技の底辺拡大を図るほか、市民体育祭をはじめ、親子体力づくり大会、市民レガッタ、正月マラソン大会などの各種スポーツ大会、700 回を迎える米子市歩け歩け大会の記念大会など市民がスポーツを楽しめる環境づくりとなる各種事業を実施します。

(2) 体育施設の管理運営及び整備

体育施設の適切かつ効率的な管理運営にあたっては引き続き指定管理者との連携を図り、市民のスポーツ活動の拠点となる体育施設の安全性と快適性を確保するよう努めます。本年度の主な事業としては米子アリーナの整備に着手するほか、米子市民球場の改修を実施します。

(3) 地域及びスポーツ関係団体との連携

施策を行う上で地域との密接な連携を取りながら、各地域のスポーツ推進委員によるスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言を行います。また、スポーツ協会を中心とする各種スポーツ団体との連携を密にし、施策の推進を図ります。

(4) スポーツを通じた地域の活性化

全日本トライアスロン皆生大会、皆生・大山 SEA TO SUMMIT、アジア国際ユースサッカーIN 鳥取、ガイナレ鳥取ホームタウンデー開催など市内外から多くの参加者が集まるスポーツイベントを継続的に支援し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図ります。

令和 6 年度公民館事業について

地域振興課

1 公民館事業についての基本方針

公民館は、住民の教養の向上、健康の増進、社会福祉の増進など、住民生活に即した問題や地域における課題に取り組むための学習機会を提供する社会教育機関として、また、学習活動を通して地域社会や地域文化の発展を図るための拠点施設として大きな役割を担っている。

あわせて、少子・高齢社会の進展などの時代の変化のなかでも、地域の課題・特性や住民の学習ニーズに的確に対応することが求められている。

そのためには、公民館がすべてを準備し提供するのではなく、地域住民が自ら課題を見つけ、学習し、解決に向けて活動することが重要であり、公民館はその活動拠点として、また、職員は活動を支援するコーディネーターとしての役割を果たすことが必要である。

また、ひとりひとりの学びをもとに、だれもが住みよい地域社会の発展を目指し、地区自治連合会や地区社会福祉協議会をはじめ、その他の各種団体の事務を通して地域住民のつながりを一層広げる必要がある。

これまでの事業運営について今一度振り返った上で、「参加者募集型」の事業運営に終始することなく、参加者・学習者が地域においてその成果を発揮することのできる活動の場の提供や環境づくりに視点を置いた「学習者との共創・支援型」の事業の展開を図っていく。

2 令和 6 年度社会教育に関する主要事業（公民館への委託事業）

(1) 広報事業

○地域や学習に関する情報を積極的に提供し、住民や学習者の活動促進をする。

○多様な公民館活動や生活に密着した情報などを積極的に発信し、公民館 活動を知ってもらうこと。そして、活動に対して

理解を深めてもらう。

(2) 社会教育講座

○各種講座を通じて、学習者・活動者を育成・支援することで住民主体による地域活動や学習の継続性の保持を図る。

○公民館大学など、地域の課題・特性や住民の学習ニーズに応じたテーマの学習機会を提供し、住民の教養を高めるとともに「ひとづくり・つながりづくり」の場として、人材の発掘を図る。

*必須項目:家庭教育講座、人権問題(障がい者理解、男女共同参画含む)

(3) 体育・文化行事

○各種行事を通じて、「ひとづくり・つながりづくり」の場を提供し、住民主体による地域活動や活動の継続性の保持を図る。

○地域住民の学習意欲の向上や地域づくりに参画する機運の醸成を目的として、体育行事や文化行事を開催する。

(4) ひとづくり・まちづくり推進事業

○公民館運営協議会(委員会)を中心に、地域の課題や地域の人材育成について、住民が主体的に取り組むことのできる体制を構築する。

○住民が主体となり、ひとづくりやまちづくりの推進を目的に、今までの学びや学びあいので培われた成果を事業などに活かし、学びと活動をつなぎ、地域に生涯学習社会を構築する。